

新鏡川清流保全基本計画 ダイジェスト版



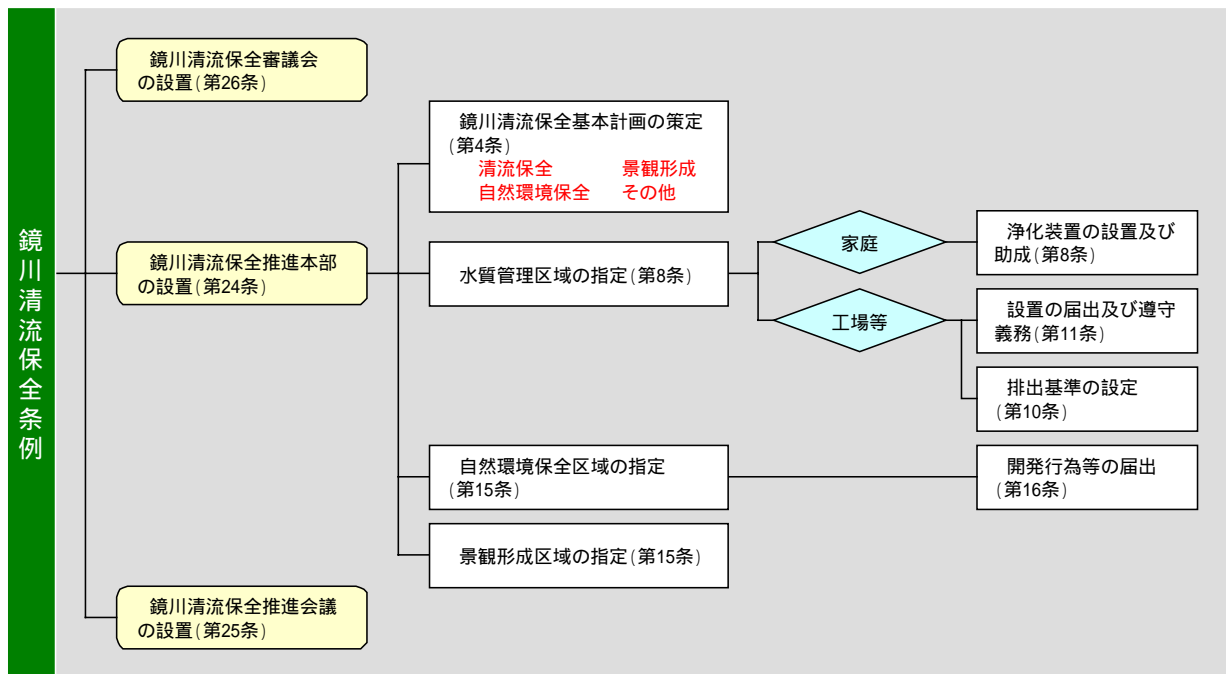
五台山から望む鏡川

平成 19 年 3 月
高知市

この計画のめざすところ

高知市を流れる鏡川は、その流域の豊かな自然環境を生み出すとともに、市民のくらしと密接にかかわり、高知市民憲章に掲げられているように「清潔なまちのシンボル」として、これまで広く親しまれてきました。しかし、その一方で近年は都市化による水質の汚濁や護岸のコンクリート化が進み、市街地を流れる下流域を中心として、川と市民とのかかわりが薄れつつありました。

こうした中、平成元年10月には、市民の心のふるさである鏡川の清流を保全し、良好な水辺環境を形成するために「鏡川清流保全条例」が制定されました。また、これに基づき平成3年には鏡川清流保全基本計画が策定され、清流保全に向けたさまざまな施策が講じられてきました。



鏡川清流保全条例の構成

一方、平成4年6月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）で、アジェンダ21が採択されたのを契機として、環境と開発の調和を地球規模で考え、地域で行動すべき「地球環境の時代」へと変化しました。これにともない、河川法をはじめとする法体制が再整備され、環境の保全・創出に向けて地方公共団体の長や地域住民の意見が反映できるようになり、より総合的な視点から環境の保全や再生に取り組めるようになりました。

また平成17年1月に、高知市と鏡村、土佐山村が合併したことにもともない、鏡川は源流域から河口までの流域全体が一つの市域に包まれる全国的にも珍しい川となり、まさに森と海とまちをつなぐ環境軸として一体的な取り組みができるようになりました。

本計画は、こうした近年の動向をかんがみ、「鏡川清流保全条例」に基づいて、鏡川流域の特性に応じた良好な水質の保全、豊かな自然環境の保全、良好な景観の形成のあり方について見直し、そのランクアップをめざすものです。

鏡川のすがた

鏡

川は近年、下流部を中心として都市化が進み、一時期は水質の汚濁や自然度の低下が懸念されました。

しかし、今では市民の皆さんの清流保全活動が次第に実を結び、かつての清らかな流れを取り戻しつつあります。

ここでは、水質、自然環境、森林そして鏡川をとりまく景観や地域の視点から、鏡川のすがたをしめします。

新月橋上流における水生生物観察会のようす(平成 18 年)



鏡川の すがた

水質

鏡川の水質は近年きれいになっており、新月橋では水浴が可能です。

鏡川の汚濁負荷は特定の地域や地点に集中しています。

北部分水嶺からのきれいな水が鏡川の水質維持に重要です。

吉原川・的淵川～浦戸湾は本来の森・川・海のつながりが維持されています。

自然環境

上流域は良好な生物の生息環境が保たれています。

鏡川下流には天然アユが比較的多く生息しています。しかし、アユの産卵場は下流側から減少しています。また、下流の堰がふ化したアユの流下の妨げとなっています。

森林

上流域の南部や本川沿いを中心に、天然林が比較的によく残っています。

今後の 課題

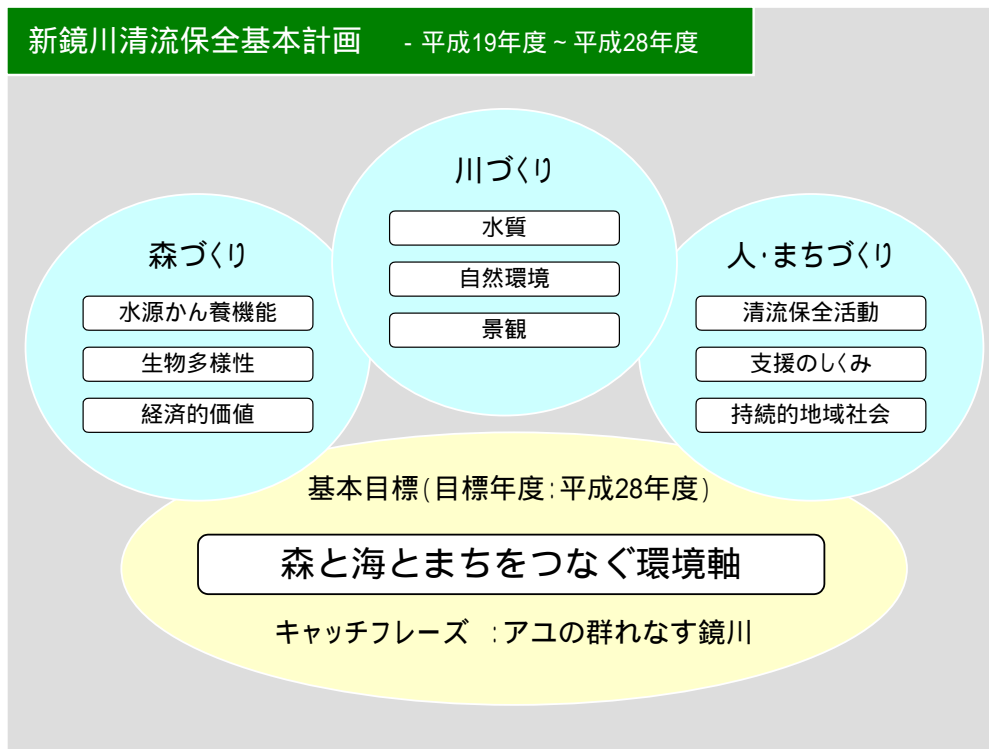


計画の概要

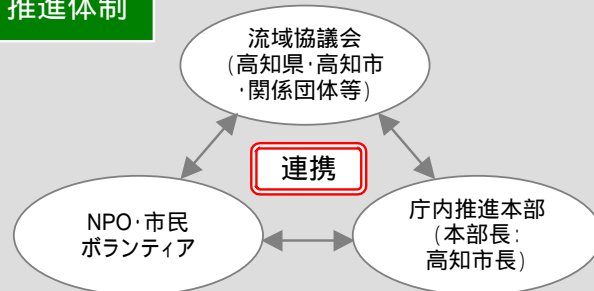
新 鏡川清流保全基本計画は、「森と海とまちをつなぐ環境軸」を基本目標として、「森づくり」「川づくり」「人・まちづくり」を軸に、生物多様性や水質などのランクアップを図り、豊かな森に育まれた清浄な水が流れるとともに、清流のシンボルであるアユが群れ泳ぐ、親しみやすい鏡川を目指します。

また、各年度の事業内容や事業量を定めた実施計画の策定を義務づけ、実効性の高い施策の展開を図ります。

計画の推進にあたっては、NPO や市民ボランティア、流域協議会（県と市、関係団体等で構成） 庁内推進本部が連携を図り、継続的な清流保全活動を目指します。



推進体制



鏡川清流保全実施計画 - 3か年ごとに策定

各対策の事業年度や事業量を定め実践します。

事業の進捗状況を公表します(年1回)。

こんな鏡川にしよう - 目標とするすがた

新 計画では、鏡川を森と海とまちをつなぐ新たな環境軸として有効に機能させることによって、下流や沿岸域でアユなどの豊かな水産資源が持続し、将来を担う子供たちが坂本龍馬と同じように安心して泳ぎ遊ぶことのできる水質と自然環境を取り戻すことを全体の目標としています。また、「森づくり」「川づくり」「人・まちづくり」のそれぞれにおいて目標とするすがたを定め、上流域から下流域までバランスのとれた清流保全活動を推進します。

さらに、水質面においては、汚濁の状況に応じて水質管理区域（第1種～第3種）を設定するとともに、それぞれに具体的な目標値を定め、生活排水対策等の推進により清らかな流れの実現を目指します。



[川づくりにおける具体的目標]

第1種水質 管理区域	吉原川・砂瀬橋上流域	<ul style="list-style-type: none"> ・快適に泳ぐことができる ・BOD 0.5mg/L 以下 ・T-N 0.2mg/L 以下、T-P 0.01mg/L 以下（湖沼における類型） ・アメゴが生息する
	鏡ダム～新月橋	<ul style="list-style-type: none"> ・快適に泳ぐことができる ・TOC、BOD 1mg/L 以下 ・T-N 0.2mg/L 以下、T-P 0.01mg/L 以下（湖沼における類型） ・ふん便性大腸菌群数 100 個/100mL 以下 ・天然アユ 100 万尾が遡上する
第2種水質 管理区域	新月橋～河口	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して泳ぐことができる ・TOC、BOD 1mg/L 以下 ・T-N 0.2mg/L 以下、T-P 0.01mg/L 以下（湖沼における類型） ・ふん便性大腸菌群数 400 個/100mL 以下 ・アユが生息する
第3種水質 管理区域	神田川流域	<ul style="list-style-type: none"> ・TOC、BOD 2mg/L 以下 ・T-N 0.6mg/L 以下、T-P 0.05mg/L 以下（湖沼における類型） ・アユが生息できる

BOD (Biochemical Oxygen Demand : 生物化学的酸素要求量)

BOD は河川の有機物による汚れをあらわす代表的な指標で、水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費する酸素の量であらわします。生活環境の保全に関する環境基準においても指標の一つとしてあげられており、最も厳しい基準である AA 類型で 1mg/L 以下、また A 類型が 2mg/L 以下、B 類型が 3mg/L 以下とされています。鏡川下流域の環境基準点では新月橋が AA 類型、潮江橋が A 類型にそれぞれ指定されています。

TOC (Total Organic Carbon : 全有機炭素量)

TOC とは、水中に含まれる有機物中の炭素量のこと、有機性汚濁の指標として用いられます。

T-N (Total Nitrogen : 全窒素)

T-N は水中に含まれる全ての窒素化合物を合計したものです。河川への窒素化合物の供給源には、山林や田畑からの流入、畜産排水、家庭下水、工場排水等があり、降水に含まれることもあります。窒素は、特に閉鎖性水域において富栄養化の原因となる物質であり、有用水産動植物の正常な生息条件を定めた水産用水基準（2000 年版）では、サケ科およびアユ科魚類を対象とした基準値を 0.2mg/L（湖沼の場合）としています。

T-P (Total Phosphorus : 全リン)

T-P は水中に含まれるリン化合物を合計したもので、負荷源としては流出した土壌や家庭排水、畜産排水等があります。先にしめした水産用水基準（2000 年版）では、サケ科およびアユ科魚類が正常に生息できる基準値を 0.01mg/L（湖沼の場合）と定めています。

ふん便性大腸菌群数

ふん便性大腸菌群数はふん便由来の菌（大腸菌）の数をしめし、遊泳ができるかできないかを判断する指標の一つとして用いられています。高知市プール及び水泳場管理指導要綱（平成 10 年 4 月 1 日）による「水泳場に関する水質基準」では、水浴に適している基準（水質 AA、水質 A）を 100 個/100mL 以下としており、1,000 個/100mL を超える水域については水浴に不適としています。



みんなで鏡川をまもろう - 施策の体系

私

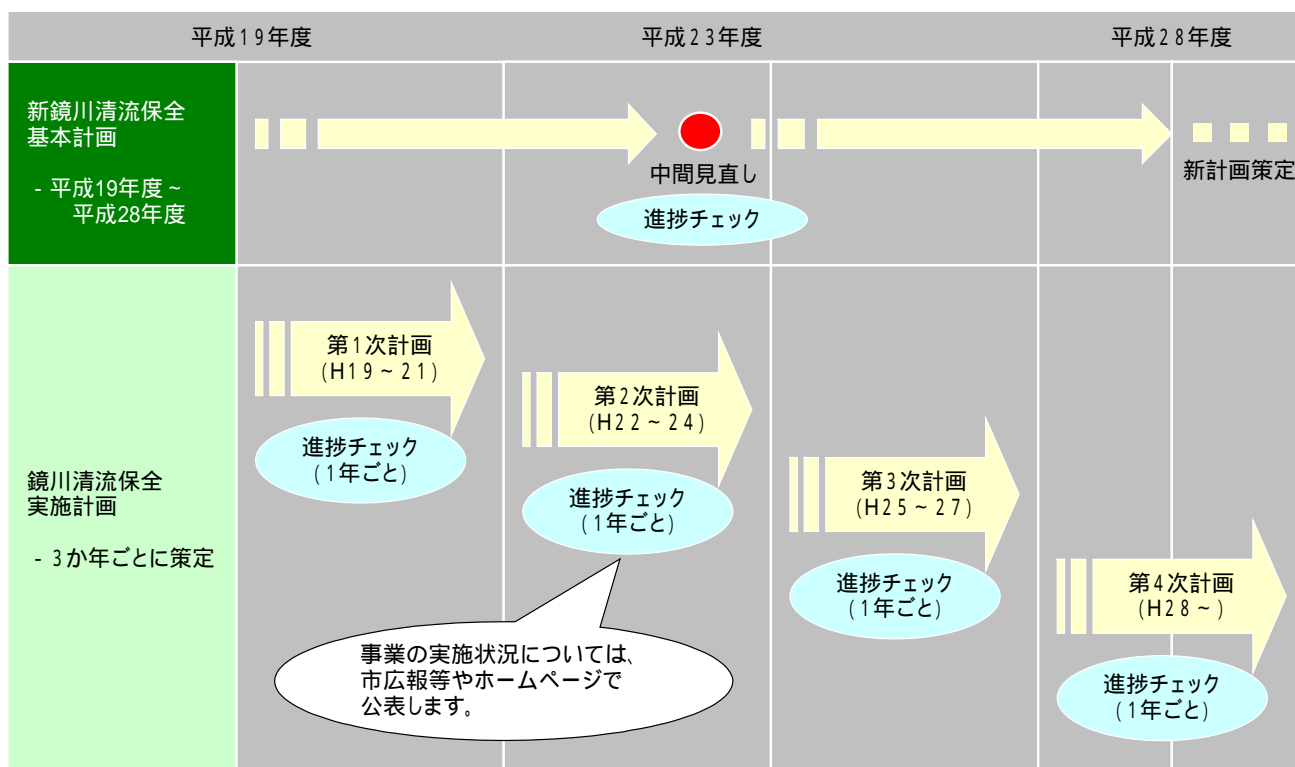
たちの鏡川をまもっていくためには、市民一人ひとりの保全活動が欠かせません。新計画では、鏡川をとりまく「森」「川」「人・まち」をより良くしていくための37の施策を推進し、市民の清流保全活動を支援します。

みんなで
鏡川を
まもろう



計画の期間

新 計画の目標年は平成 28 年度（2016 年度）とします。計画に基づく事業の実施状況については市広報やホームページなどで年 1 回公表するものとし、中間年である平成 23 年度（2011 年度）には、進捗状況を踏まえて計画の見直しを行います。また、それぞれの対策の実施年度や事業量などを定めた実施計画を 3 年ごとに策定し、効果的な施策の展開を図ります。



この冊子に関するお問い合わせ

高知市環境保全課
 高知市高知市本町 5 丁目 1 番 45 号
 TEL. 088-823-9471